**企画提案書評価基準**

企画提案書は、次に掲げる事項により評価採点する。

また、提出された企画提案書のうち、最も高い評価を得た提案者を、契約の相手方として特定する。

１．評価項目と評価基準

（１）業務内容の理解度：業務の目的・内容について十分に理解していること

（２）提案内容の独創性：提案内容に独創性がみられ、且つ説得力を有していること

（３）提案内容の的確性：提案内容が具体性、妥当性を伴っていること

（４）業務遂行の確実性：作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものになっていること

２．評価採点者

　企画提案書を評価採点するものは、東国水郷観光推進協議会構成４市の観光主管課課長とする。

3．採点方法・特定方法+

（１）プロポーザル仕様書の各事業につき，構成4市ごとに１．(1)～(4)の各項目について３点を基準として１点から５点までの５段階評価を附す。

　　　（4事業×４評価項目×5点×4市＝320点満点）

（２）各市の評価点の合計が192点以上（１評価項目あたりの評価点の平均が３点以上）で，かつ最も高い評価を得た企画書を特定する。

（３）最も高い評価の提案書が複数ある場合には、そのうちから事務局が特定する。

（４）企画提案書の提出者が１名の場合は、各市の評価点の合計が192点以上の場合に契約の相手方として特定する。